



## 答え合わせ・解説

問1	答え 2 領有権	領有権とは、特定の地域に対して自国の主権を及ぼす権利のことです。日本政府は「尖閣諸島は歴史的にも国際法上も明らかに日本固有の領土であり、解決すべき領有権の問題は存在しない」という一貫した立場をとり、国際的な理解を求めています。
問2	答え 4 200海里	国連海洋法条約により、領海の基線から最大で200海里（約370km）までの範囲が排他的経済水域として認められています。この範囲内で、沿岸国は魚介類の漁獲や石油・天然ガスなどの地下資源の掘削を独占的に管理できます。
問3	答え 4 沖縄県	現在、尖閣諸島は行政区分上、沖縄県石垣市に属しています。日本政府は、この島々について解決すべき領有権の問題は存在しないという立場をとっており、実効支配を強化しながら監視体制を維持しています。
問4	答え 2 排他的経済水域	領海の外側に接する海域で、基線から200海里まで設定されます。この範囲内では、沿岸国が水産資源や海底の鉱物資源を自由に探査・開発する権利を持ちます。ただし、沿岸国の許可があれば他国の船舶の航行や海底ケーブルの敷設は可能です。
問5	答え 2 東端	南鳥島は、東京から南東に約1800km離れた太平洋上に浮かぶ三角形の島です。日本の領土の東端（最も東の地点）であり、この島があることで日本の排他的経済水域は太平洋の広範囲にまで及んでいます。気象観測などの拠点としても利用されており、非常に重要な戦略的価値を持っています。
問6	答え 2 ロシア	ロシアは現在も北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）を実効支配し、軍事施設を置くなどの措置をとっています。これに対して日本は、四島は日本固有の領土であり、法的根拠のない不法占拠であるという立場を崩していません。
問7	答え 4 領空侵犯	「領空侵犯」は、ある国の許可を得ずに他国の航空機がその国の上空（領空）へ進入する行為です。これは国家の主権に対する侵害とみなされ、国際法で強く禁止されています。領空侵犯が発生した際、その国は自国の防衛措置として警告や強制着陸の要請を行う権利を持ちます。
問8	答え 2 200海里	基線から200海里（約370km）までの範囲を指し、沿岸国はその海域内の魚や海底の鉱物資源を独占して管理する権利を持っています。領海と異なり、船舶の航行や飛行機の通過は自由に認められていますが、資源利用に関しては沿岸国の許可が必要です。
問9	答え 2 択捉島	択捉島は、北方領土の中で最大の面積を持つ島です。残る国後島、色丹島、歯舞群島を合わせた4島で北方領土を形成しています。これらは地理的・歴史的観点から日本の一部であることが明確です。
問10	答え 4 小笠原村	南鳥島は東京都に属しており、さらに詳しく分類すると小笠原村という自治体の一部です。小笠原諸島からは非常に離れていますが、行政上の所属は小笠原村となっています。無人島ではありませんが、気象観測所の職員などが交代で駐在しており、日本の主権を維持するうえで重要な役割を担っています。
問11	答え 2 領空	領土および領海の上空を「領空」と呼び、国家の主権が及ぶ空間として扱われます。領空内を他国の航空機が通過する際は、原則として事前の許可が必要となります。もし許可なく進入した場合は、国際法に基づき厳格な対応がとられます。
問12	答え 3 12海里	日本の領海は、海岸線（基線）から12海里（約22km）までの海域を指します。領海内では、沿岸国の法律が全面的に適用され、他国の船舶は原則として「無害通航」のみが認められます。これは領土の一部と同じく、国家の主権が強く及ぶ海域です。
問13	答え 3 不法占拠	日本政府は、韓国による竹島の占拠について、国際法上の根拠を欠く「不法占拠」であるという立場を明確にしています。そのため、定期的に国際司法裁判所への付託を提案するなど、平和的手段による解決を追求しています。
問14	答え 3 24海里	海岸線から24海里（約44km）までの範囲は「接続水域」と呼ばれます。領海そのものではありませんが、この範囲内では沿岸国が密輸や密入国などの防止、通関や衛生に関する取り締まりを行う権限が認められています。
問15	答え 2 排他的経済水域	排他的経済水域（EEZ）とは、その海域にある水産資源や海底の石油・天然ガスなどの資源を、沿岸国が優先的に探査・開発・管理できる権利のことです。日本は世界有数の広さの排他的経済水域を持っており、南鳥島や沖ノ鳥島のような小さな離島の存在が、この広大な水域を確保するうえで決定的な役割を果たしています。